

令和5年度

事業計画

社会福祉法人津久見市社会福祉協議会

令和5年度事業計画

～事業推進にあたって～

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常行われてきた事業や地域での交流が制限されてきたこれまでの期間、「つながり」の大切さを改めて実感する機会となりました。生活困窮や社会的孤立などさまざまな課題を抱える人が増える中、津久見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に求められるものも多岐にわたり、また大きくなっていることを認識しています。

このような中、本会がこれまで取り組んできた地域住民による地域福祉活動の支援が、地域課題の解決に向けて重要な役割を果たしており、さらなる地域共生社会の実現に向け、地域住民同士が支え合う環境づくりを進め、また、生活課題を抱えた方々を支援するため、これまで以上にその専門性を発揮していくことが求められています。コロナ禍の状況を注視しつつ、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」に向けた取組を進めてまいります。

なお、今年度は、第3期津久見市地域福祉活動計画が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、令和6年度からの5カ年を実施年度とする第4期津久見市地域福祉活動計画の策定に取り組めます。

～事業内容～

1. 地域福祉活動計画の策定

「地域福祉活動計画とは」

「地域福祉活動計画」は、本会が中心となって、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるよう、住民や福祉活動を行う団体・関係機関などがお互いに協力して地域社会の生活課題などの解決に取り組むための指針となる計画です。

【取組内容】

地域福祉活動計画の策定（策定期間：令和5年4月～令和6年3月）

- ① 策定委員会、職員ワーキンググループの設置・運営
- ② 地域福祉課題の現状分析、アンケート調査
（地区社協、ボランティア当事者団体などからのアンケート調査）
（令和元年度からの地区、関係団体などとの意見交換の内容分析）

2. 地区社協による地域での見守り・支え合い活動の推進

地域の中で支援を要する人は、ひとり暮らし高齢者だけではなく、障がい者とその家族、母子・父子家庭、子育て中の家庭など、多様化しており、地域の中でどう支えていくかが大きな問題となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にあるさまざまな生活課題や困っている方のSOSを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。

そこで、もう一度、住民同士が隣近所で見守り・支え合える地域にするため、地区社協組織を中心として、区役員、民生委員児童委員、介護予防推進員、盛人クラブ、ボランティアなどの方々から横のつながりをつくっていただき、その輪を地区全体に広めていただくように進めます。

【取組内容】

(1) 地区社協設置地区について

- ①地区社協活動の大きな柱でもある見守り・支え合い活動について、多くの地域住民の方が参加できるように、地区懇談会や研修会を通じて説明を行います。
- ②地区社協の活動状況や課題の把握に努めるため、懇談会を通じて意見交換を行います。また、その中で把握した地域や住民が抱えているさまざまな問題に対して、地域の方々と協力して解決に取り組みます。
- ③区長、民生委員児童委員、介護予防推進員が情報共有や連携強化を図れるように、ふれあいいきいきサロン（以下「サロン」という。）後の時間を活用するなどして、見守り活動の状況や、新たに見守りが必要な世帯への対応方法を話し合う場が、地域の中に定着するように進めます。
- ④地縁組織・団体だけではなく、あらゆる関係機関や団体（教育関係・福祉団体・ボランティア・行政関係など）が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。

(2) 区長、民生委員児童委員と介護予防推進員との合同研修会の開催

地区社協活動を推進する上で、区長、民生委員児童委員、介護予防推進員の三者の連携強化は欠かせません。この連携強化を図るため、三者の合同研修会を開催します。

3. 総合相談窓口の推進

介護、障がい、生活困窮などといった従来の縦割りを超えて、ニーズを受け止める「丸ごと相談」「断らない相談」を広く普及させ、円滑な課題の解決に努めます。

【取組内容】

(1) 総合相談窓口の充実（地域班・包括・竹とんぼ）

総合相談窓口（24時間対応）として充実を図るため、職員の資質向上のための研修会、ケース会議へ積極的に参加します。

また、相談窓口を共有する市長寿支援課と連携を密にし、市民サービスの向上を図ります。

津久見市社会福祉協議会	(代)	82-5000	} 24時間対応
包括支援センター社協		82-4124	
障がい者相談支援事業所竹とんぼ		82-1888	

(2) 専門相談日の充実

年々、複雑多様化する市民の方々からの相談に対処するため、専門相談日を設置し、ニーズに即した相談体制の充実を図ります。

○法テラスの弁護士による相談	…	第1・3木曜日	14時～16時
○鳥越弁護士による相談	…	第4木曜日	14時～15時30分
○大村司法書士による相談	…	第2木曜日	13時～16時
○年金相談	…	偶数月の第4火曜日	10時～15時
○大分県行政書士会による相談	…	第3月曜日	13時～15時
○NPO法人おおいだ成年後見 権利擁護支援センターバトン	…	第4水曜日	13時30分～15時30分

4. コミュニティカフェ及びコミュニティ食堂の推進

より多くの人たちの社会参加を促すとともに、地域からの孤立を防ぐため、身近で気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場所や機会の充実を図ります。

①コミュニティカフェの運営支援

カフェ名	場 所	回 数	一回の人数	備 考
じじばばハウス	空き店舗(徳浦)	月2回	20名程度	地区住民対象
ミニ喫茶いっぴく	地区公民館(堅浦)	月1回	30名程度	地区住民対象
ホットハートカフェ	地区公民館(彦ノ内)	年2回 (サロン時に併設9回)	90名程度	地区住民対象
田ノ浦カフェ	倉庫(田ノ浦)	月1回	6名程度	地区住民対象
井戸端会議	地区公民館(赤崎)	月1回	13名程度	地区住民対象
カフェ smile スマイル	地区公民館(志手町)	月1回	5名程度	主に障がい者対象

②コミュニティ食堂の運営支援

食堂名	場 所	回 数	一回の人数	備 考
みんなの食堂	カトリック教会	基本月2回 (夏休み冬休みは、 週1回)	子ども24名 家族14名 高齢者6名	主に児童・高齢者等対象
	※生活困窮世帯へ弁当の配布を行う。(月2回程度)			

【取組内容】

住民と行政と本会が連携して、住民主体による事業運営ができるよう、運営の側面的支援や活動を担う人材の発掘・育成を進めます。

○運営上の課題について、話し合いの機会をつくります。

○共同募金や民間助成金制度の利用を促進します。

5. ホームページ及びフェイスブックなどの活用

誰もが気軽に地域福祉活動やボランティア活動を知り参加できるよう、また、必要なときに必要な福祉サービスを利用できるよう、分かりやすい情報の発信を行います。

【取組内容】

多くの市民の皆さんが、地域福祉に対する理解を深められるように、地区社協、ボランティア、民生委員児童委員などの活動をホームページやフェイスブックなどを活用し積極的に発信します。

6. 市民ふれあい交流センターの運営

市民ふれあい交流センターは、地域福祉活動の拠点としてさまざまな事業に活用します。

【取組内容】

(1) 地区社協、ふれあいサロンの交流拠点

①地区社協活動に関する研修会やふれあいサロン連絡会を開催し情報交換を行います。

②各種団体のネットワーク会議を開催します。

③お出かけサロン事業を開催します。

(2) 専門相談事業の開催

法律や年金相談などの相談事業を開催します。

(3) ボランティアセンター

ボランティアセンターにて、ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行います。

(4) 行政主催事業の支援

行政が主催する健康教室や介護予防研修など、保健福祉に関する事業を支援します。

(5) 福祉関係団体事業所・NPO・地域組織の交流拠点

福祉関係機関・団体、地域福祉活動を行う団体などの研修会、交流会、各種事業に交流センターを利用いただきます。

7. ボランティア活動の推進

ボランティア活動への参加及び体験機会の提供や啓発を通じて、ボランティア活動への意識の向上を図ります。また、ボランティアを必要としている人とボランティアをしたい人がスムーズにつながるよう、ボランティアコーディネートの充実を図ります。

【取組内容】

(1) 登録斡旋事業の推進

①ボランティアセンターの充実

ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行います。

②ボランティアコーディネート

ボランティア活動（個人・グループ）に関するさまざまな相談への対応や情報提供を行い、活動をしやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアと地域や福祉施設などが、連携した活動につながるよう支援を行います。

③登録ボランティア（個人・団体）と地域との連携

登録しているボランティア（個人・団体）と地区社協活動やふれあいサロン活動との連携・協力を推進するため、意見交換などを行います。

(2) 育成事業の推進

①夏のボランティア体験月間

中高大学生などが、夏休みを利用して、自発的な福祉活動を体験することにより、自分たちが住む地域社会の福祉活動や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。

②ボランティア協力校の活動支援

実践体験を通じ、社会奉仕と豊かな心を育むように、各ボランティア協力校と個別の意見交換を行い、特色を活かした活動ができるよう支援を行います。
また、ボランティア協力校活動の場を利用し、高齢者や障がいなどの理解を深めていただくよう関係機関の協力を得て啓発の場をつくります。

特に、福祉体験学習を実施する場合には、事前及び事後学習を取り入れていただくよう進めます。

（市内小中高のすべての学校指定 8校）

③講座の開催

学校や地域などで講座を行います。

- 手話講座
- 出前ボランティア育成講座
- 災害ボランティアセンターに関する講座
- 障がいに関する講座
- 認知症に関する講座

(3) ふれあい出前講座

知恵や知識、技術をもつ市民の方々に講師として本会に協力していただき、地区での研修やふれあいいきいきサロンなどの講師として派遣を行います。

(講師登録状況は、別紙のとおり)

8. 機関及び団体とのネットワークづくりの推進

関係機関や団体間の「顔見知りの関係づくり」を含め、情報の共有化などによる地域福祉活動の推進のため、地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。

【取組内容】

(1) 機関及び団体とのネットワークづくりの推進

社会の急激な変化に伴い、福祉に対する課題や要望も年々多様化し、今後ますます変化していくことが予想されるなか、身近な地域での福祉課題を地域のさまざまな方々の横の連携をつくり、協力しあって課題解決に取り組むことが必要であると考えます。

またその一方で、地域で起こる市民だけでは解決できないさまざまな課題などについて、本会や行政、福祉施設事業所・福祉関係団体などが、課題解決に向けたネットワークを構築することが必要です。本会では、関係機関による連絡会などを開催し、情報交換や意見交換を通じて、種別の違いを越えて協力・連携・協働を進めるための場づくりに取り組みます。

- 津久見市福祉施設・事業所等連絡会の開催（参加施設事業所21）
- 津久見市ボランティア連絡会（参加団体）
- 区長、民生委員児童委員、介護予防推進員との合同研修会の開催
- 福祉まるごと支援会議への参加
- 第1層協議体への参加

9. 情報の共有及びネットワーク化の推進

地域における福祉の実情をよく把握している地区社協や民生委員児童委員、本会などが、それぞれが持つ情報の共有化を図ることにより、地域での支援の必要な方への対応などが円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、これらの情報の共有化・ネットワーク化を促進します。

【取組内容】

民生委員児童委員協議会が取り組んでいる「高齢者世帯実態把握調査」のデータに、本会が把握している高齢者情報（包括との関わり、サロンの登録状況など）を転記し、民生委員児童委員活動の支援を行います。

10. 在宅生活支援事業の推進

高齢者や障がい者など、住み慣れた地域の中でいつまでも穏やかに安心して暮らすことができるよう、各種の在宅福祉サービスを県や市などから受託して実施します。

【取組内容】

(1) 県からの委託事業の推進

①日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がいまたは精神障がい者などで、かつ、親族などの援助が受けられない方に対して、「福祉サービスの利用手続きやそれに伴う日常的な金銭管理など」を行い、在宅や施設・病院における日常生活の支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない所得の低い世帯や障がい者や高齢者世帯に対し、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

(2) 市からの委託事業の推進

①地域包括支援センター事業

地域における総合相談支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う機関として事業の充実を図ります。(別紙事業計画にて説明)

②障がい者相談支援事業(サポートセンター竹とんぼ)

地域で生活する障がい者や介護者、家族などからの相談にお応えし、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことにより、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。また、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援などを行うことにより、相談支援の充実・強化を図ります。

(別紙事業計画にて説明)

③生活支援コーディネーター事業

生活課題が多様化、複雑化する中で、買い物や通院困難など、顕在化する生活課題に対応するため、誰もが気軽に活動へ参加できるきっかけづくりや、それぞれの特技や経験を地域活動につなげていく機会などを通じて、新たな活動者となる人材を発掘し、幅広い住民が身近な福祉活動の担い手として活動できる仕組みづくりを進めます。

◆生活支援コーディネーターの役割

役割	①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題・課題等の提起 ②地域の中で、個人や団体等が主体的に活動している取組への協力依頼(働きかけ) ③関係者とのネットワーク化の推進 (連携の体制づくり、情報共有など) ④生活支援の担い手の養成、地域に不足するサービスの開発 ⑤地域の支援ニーズ(課題)とサービス提供主体とのマッチング
配置状況	第1層コーディネーター1名、第2層コーディネーター2名

住民などによる互助活動を支援していくとともに、有償ボランティアなど、公的サービス以外の新たな住民助け合い活動の仕組みを検討し、在宅生活を支える社会資源を整えます。

(1) 困りごと支援センターの運営支援

運営主体…ボランティアグループ「みんなのサポートセンター」

目的…暮らしの中でちょっとした困りごとのある人（利用者）と、ちょっとしたお手伝いのできる人（協力者）が、ご近所さん同士で行う、有料での助け合い活動を行います。

支援内容…

支援内容	利用者負担金	協力者報酬	センター運営費
ゴミ出し	1回 100円	1回 50円	1回 50円
電球交換	1回 100円	1回 50円	1回 50円
冷暖房機の出し入れ	1回 200円	1回100円	1回100円
荷物の移動	1回 400円	1回200円	1回200円

活動実績…利用者 10名

協力者登録数…80名

(2) コミュニティーカフェ及びコミュニティ食堂の運営支援

(24ページに掲載)

(3) 「みんなの農園事業」

障がい者やひきこもり状態の人などが農業に携わることによって、運営するスタッフやボランティア、参加者などと接し、社会との接点を持つことで社会復帰の一助となるような取組を進めます。

※(1)～(3)については、ボランティアグループが運営主体となり、本会は運営の側面的支援（課題・企画立案の協議、広報、財源確保の支援など）を行います。

(4) 新たな社会資源の把握（つながりづくり）

これまで関わりのなかった住民の方々（たまり場や趣味の会など）にアプローチし、生活支援コーディネーターの役割を理解していただきながら、普段の暮らしの中で、お互いに声を掛けあったり、気になる方がいれば本会へつないでいただくように周知を行い、地域に新たな見守りや支え合いの機運を高めます。

※週2回地域へ赴く

④ 多機関協働事業

多様で複合的な福祉問題に対し、相談支援包括推進員を配置し、重層的支援会議の中で、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。

(1) 相談支援包括推進員の配置（3名配置）

㊸ 複合的な相談に対する、基本的な方向性などに関するプランの作成

㊹ チームアプローチが行われるよう、関係機関のネットワークを構築

(2) 重層的支援会議の運営

㊸ プランの適切性の協議

㊹ プラン終結時などの評価

(3) 重層的定例会の運営

㊸ 関係者の情報共有・連携強化を図るため定例会を開催（年3回）

<多機関協働事業の流れ図、別紙のとおり>

⑤中核機関の運営

(1)中核機関とは

成年後見制度の利用が必要な人に、支援が行き届くようにサポートするための相談窓口が中核機関です。

(2)中核機関の名称

成年後見制度相談センター 電話0972-82-5000

(3)成年後見制度相談センター（中核機関）の4つの役割

㊸広報機能

パンフレットを作成・配布し、地域の懇談会や研修会などの場で、成年後見制度の周知・広報を行うことで、相談につながりやすくします。

㊹相談機能

成年後見制度の利用に関する相談支援及び成年後見制度の利用が必要な市民に対する、関係機関と連携した手続きの説明や申し立ての支援を行います。

㊺成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用促進のため、受任者調整などの支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行に取り組みます。

㊻後見人支援機能

親族後見人や市民後見人の相談に応じるとともに、必要に応じて支援できる体制の整備を図ります。

上記㊸～㊻の機能のうち、本会では㊸広報機能と㊹相談機能の一部を市から受託

<成年後見制度とは>

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身体や生活状況の維持向上のためのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ必要があっても、自分でこれらのことを行うことが難しかったり、また、自分に不利益な契約や、本来、不必要な契約であってもよく判断ができず、契約をしてしまうなど、悪徳商法の被害にあうこともあるかもしれません。このように判断能力の不十分な方々の権利を守り、支援するのが成年後見制度です。

(3) 本会の自主財源による在宅事業の推進

①福祉機器の貸出

高齢者や障がいのある方へ短期間の福祉機器（車イス・ポータブルトイレなど）の貸出を行います。

②訪問理美容事業

在宅で寝たきりなどの状態にある高齢者や障がい者に対して、理美容師を在宅に派遣し整髪を行います。（理美容師の出張料を社協が支払い、利用者は理美容の店内料金を理美容師に支払います。）

③ふれあい電話事業

ボランティアの方々により、ひとり暮らしの高齢者世帯へ、月2回の電話による安否確認の声かけを行います。

11. ふれあい交流事業の推進

地域において、高齢者、障がい者、児童などの交流活動を通じて、地域あるいは世代を超えたコミュニケーションを図り、地域で生活するさまざまな人に対する理解と親睦を深められるよう、ふれあい交流事業を実施します。

【取組内容】

(1) 障がい者交流事業の推進

①障がいのある方々の交流事業

日帰りバス旅行を通じて、障がい者の社会参加の促進、いろいろな方々との交流の場の提供、ニーズの把握などを行います。

②地域住民との交流事業（うばめ園・ちちんぷいぷいあけぼの）

知的障がいのある方と住民との花一杯運動などの支援を行います。

(2) 関係機関や団体、当事者、家族等の主体的活動の支援

①関係機関や団体、当事者などの主体的な交流活動の支援や活動の紹介を行います。

（例：認知症家族会の支援など）

(3) 世代間交流事業の推進

①ふれあいいいききサロンやボランティア協力校の事業での児童・生徒との七夕づくりや軽スポーツなどを通じて、世代間交流活動の支援を行います。

12. 災害に関する社協の役割

大規模災害や局地的豪雨災害などによって被災した地域の復興や被災者支援における災害時のボランティア活動の重要性を認識し、災害ボランティア事前登録や育成、さらには活動環境の整備を進めます。

【取組内容】

(1) 災害ボランティアの事前登録及び育成に関すること

市内外で起こる大規模災害から局所的な災害に備え、万が一災害が起きたときに迅速かつ効果的に復旧復興活動が行えるように事前の災害ボランティア登録制度を進めます。また、平常時から登録したボランティアの研修、情報交換などを行います。

◆災害ボランティアの事前登録者（422名）

(2) 災害ボランティアセンターの体制整備に関すること

災害ボランティアセンターの運営を支援するボランティア関係機関、団体、企業、NPO、行政などが連携し、被災者ニーズに即し、円滑に支援できる体制づくりを進めるために、災害ボランティアネットワーク連絡会を設置し、情報交換や研修などを行います。

◆災害ボランティアの連絡会（参加団体・個人 10）

(3) 災害ボランティアに関する情報発信に関すること

災害ボランティアセンターに関する情報は、行政の情報発信ルート（区長、ホームページ、報道など）とは別に、本会が関係する団体や施設、事業所などにも情報を提供し、広く周知を行います。

13. 財源の確保

本会の活動への理解を求め、活動の基盤となる財源確保として、会員の拡大及び寄附金確保を図るとともに、収益拡大と基金などの地域福祉への有効活用に努めます。

【取組内容】

(1) 社協会費制度、共同募金運動の推進強化

社協会費、共同募金の趣旨を住民の方々に理解していただくため、あらゆる機会を通じて周知を行います。

(2) 補助事業や委託事業の検討

自主財源に限られる中、補助事業や委託事業の検討を行います。

14. その他事業

多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するとともに、住民サービスの向上へとつなげることを目的として、事業を進めます。

【取組内容】

(1) 啓蒙啓発活動の推進

① 広報紙、ホームページ、フェイスブックによる広報活動

本会の活動や地域福祉活動の周知、福祉情報の伝達及び住民の福祉意識の高揚を目的として広報紙「たちばな」の発行やホームページ、フェイスブックでの情報発信を行います。

② 市社会福祉大会の開催 … 表彰、講演などを行います。

(2) 共同募金運動の推進

① 共同募金運動

地域福祉活動をはじめとするさまざまな事業や活動の財源として、県共同募金会と連携し、共同募金運動を行います。

② 歳末たすけあい募金活動

歳末たすけあい募金の一環として、歳末たすけあいチャリティーショー及び街頭募金活動を行います。また、平成29年度から配分内容が大幅に見直され、個人への配分から事業での配分を主としたものです。

○歳末たすけあいチャリティーショーの開催

○街頭募金運動（12月上旬）

○配分内容（12月中旬～1月下旬）

- ・要保護、準要保護児童への見舞金
- ・集会所などの地域福祉拠点の整備支援
- ・生活困窮者への支援（困難ケース）
- ・障がい者施設利用者の地域交流事業

③ ベンチ設置事業

建築士会の協力により、地区集会所やバス停留所に手作りベンチの設置を行います。

(3) 福祉バスの運行 … 関係団体が研修などへ参加するための送迎を行います。

※コロナ感染対策を行いながら運行を行います。

(4) 関係団体への活動支援 … 次の団体等への活動助成を行います。

民生委員児童委員協議会、盛人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族連合会、子ども会育成連絡協議会、臼津保護区津久見分区保護司会、更生保護女性会、ボランティア連絡会・ボランティアグループ、ボランティア協力校、食生活改善推進協議会、地域女性団体連合会、ちちんぷいぷいあけぼの、うばめ園、社会を明るくする運動実施委員会

(5) 市新庁舎建設に伴う環境整備及び連携強化

市新庁舎が本会に隣接して建設されるため、環境整備を図っていくのに必要な情報共有、連携強化を図ります。

令和5年度津久見市地域包括支援センター社協事業計画

1 目的

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、介護予防に限らずあらゆる問題に対して相談・支援に努め、さまざまなニーズに応える高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となる総合相談窓口としての活動を継続していきます。

高齢化率も46%を超え、誰もが地域の一員としてお互いに支えあい、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、自立に向けた継続的な支援と、本会が取り組んでいる地域での見守り支えあいの仕組みを元に、民生委員や他機関とのさらなる連携の強化に努めていきます。また、認知症への理解に関する普及啓発を引き続き行っていくと共に、「チームオレンジ」設立に向け取り組んでいきます。

今年度は令和6年度の津久見市高齢者福祉計画及び第9期介護保険計画策定の年にあたるため、その計画策定に向け、市と協働し参画していきます。

2 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

高齢者が地域の中で安心して生活ができるように、高齢者の抱えるさまざまな問題を地域の特性を十分に理解したうえで、適切なサービス利用につなげていきます。

また、気軽に相談できる窓口であることを、住民の皆さんに周知します。

① 総合相談業務

- ・ 24時間365日きめ細やかな対応
- ・ 夜間休日は転送電話で対応

② 地域包括支援ネットワーク構築業務

- ・ 社協広報紙「たちばな」（年4回発行）や市報へ活動を掲載
- ・ 社協ホームページやフェイスブックに活動を掲載。
- ・ いきいきサロンの出前講座や認知症サポーター養成講座の活用

③ 実態把握業務

- ・ 地域ケア会議への取り組み

- ・ ②のネットワークの活用

(2) 権利擁護業務

住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、権利侵害の予防や対応を専門的、継続的な視点から支援を行います。

① 高齢者虐待への対応

- ・ 市との協働（市町村の権限の行使は委託不可なため）
- ・ 地域のネットワークの活用
- ・ 関係機関との連携
- ・ 高齢者虐待防止の啓発及び予防

② 消費者被害の防止

- ・ 市役所担当者や警察署、消費者センターとの情報交換や連携
- ・ 広報紙を通して地域住民へ広報
- ・ 民生委員、盛人クラブ、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供

③ 成年後見制度の活用促進

- ・ 制度を広く普及させるための広報活動
- ・ 相談者に対して制度の説明や親族申し立ての支援
- ・ 適切な制度の活用を支援
- ・ 日常生活自立支援事業との連携
- ・ 成年後見制度相談センターとの連携

④ 困難事例への対応

実態把握後、包括内での協議、市との連携等により対応

⑤ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等による措置入所の必要性を包括内で判断した場合は、市に報告を速やかに行う

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を維持するために、高齢者自身の努力とともに、高齢者の課題に合った地域におけるさまざまな社会資源の活用で支援していけるよう、介護支援専門員、主治医、関係機関の連携や介護支援専門員に対する支援を行います。

①包括的・継続的なケア体制の構築

- * 地域の介護支援専門員と関係機関との連携の支援
- * さまざまな社会資源の活用ができるよう地域との連携・協力体制の整備

② 介護支援専門員への支援

- * 介護支援専門員と地域のネットワーク
 - ・ 各事業所間の連携
 - ・ 民生委員児童委員協議会や市内医師会等との関係づくり
- * 介護支援専門員の資質の向上に関する支援
 - ・ 研修会の開催
 - ・ 介護支援専門員協会への支援と活用
- * 介護支援専門員の相談窓口
 - ・ ケアプランの作成等の個別指導、相談への対応
 - ・ サービス担当者会議の開催支援
- * 困難ケースへの同行訪問、支援
 - ・ 困難事例に関して同行、見守り対応等の支援

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

65歳以上の基本チェックリストに該当する方に対して、介護予防及び日常生活の自立を目的として、心身の状況、置かれている環境に応じて、訪問型サービスや通所型サービスを効果的に利用していただけるよう支援を行います。

- * 自立支援型のケアマネジメント・短期集中予防サービス（C型）の推進
ICTを活用した自立支援型ケアマネジメントシステムの構築への取り組みを行う。

(5) 地域ケア会議への取り組み

市役所長寿支援課と協力し、個別ケースの支援内容の検討を通じ、理学・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等の専門的なアドバイスを受け、サービス事業所との連携・協力のもと、要支援者及び介護予防・生活支援サービス利用者が、より自立に向かうようケアマネジメントの実践力を高めていく。また、個別ケースの課題の整理と共有を行うことで地域づくりや資源の開発につなげる。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療、介護等の多職種が連携し、支援を行っていくための取り組みを行います。

- * 介護部会と在宅医療介護連携推進事業の協働
- * 退院調整により、在宅への支援

*MCS（メディカルケアステーション）の活用

2、認知症関連事業

認知症地域支援事業で配置された認知症地域支援推進員の活動により、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みを行います。

また、認知症初期集中支援チームとの連携により、初期の認知症の方へより専門性を持って対応を行います。

（1）認知症地域支援・ケア向上推進事業

① 普及啓発活動

認知症に関する正しい理解の促進と支援

* 認知症サポーター養成講座の開催

- ・ 認知症について正しい理解を普及
- ・ 地域の団体、各種団体、市内企業、学校関係等へ開催のはたらきかけ

* チームオレンジ立ち上げ準備

- ・ ステップアップ講座の開催

* 街頭啓発活動

- ・ 図書館・市役所・銀行等パネル展示
- ・ チラシ配布

② 相談支援事業

高齢者やその家族へ、適切な助言など必要な支援と認知症初期集中支援チームとの連携

* 認知症家族への支援

- ・ 専門医や認知症疾患医療センターの紹介
- ・ 市内医療機関との連携
- ・ 認知症の理解や介護方法の指導
- ・ 家族間の交流、集いの場
- ・ 認知症ケアパスの活用

③ 連携とネットワーク

- ・ 医療機関、介護サービス事業所や地域との連携
- ・ 津久見市認知症地域支援ネットワーク推進会議との連携
- ・ 津久見市緊急見守りネットワークの運用
- ・ 在宅医療介護連携推進事業への参画

④認知症カフェの開催

認知症の人と家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図る。

- ・生活支援コーディネーターとの連携

(2) 認知症初期集中支援事業

① 普及啓発活動

支援チームの役割や、機能について広報活動や協力依頼

② 認知症初期集中支援の実施

- ・訪問支援対象者の把握
- ・情報収集及び観察・評価
- ・初回訪問時の支援
- ・チーム員会議の開催

3、指定介護予防支援事業

生活上のさまざまな問題を抱えた介護保険における予防給付の対象となる要支援者に、介護予防サービスのみに限らず、ご近所での声かけ、見守りのネットワークをはじめとする「地区社協」の取り組み等を活かした介護予防計画を作成し、計画に基づくサービスが行われているか、事業者等の関係機関との連絡調整を行い、6か月ごとに評価を行いながら、自立に向けた計画づくりを支援します。

* 委託先の支援計画について

- ・自立支援へ向けての予防計画の確認、助言
- ・評価、支援記録の管理、内容確認と意見の記入

4、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域包括支援ネットワークを構築するため、関係する多職種との協議等を通じ、多職種連携体制の構築を推進していく。

- ・在宅医療・介護連携推進事業との連携
- ・介護部会の開催

5、介護支援専門員に対する支援・指導の実施

- ・ 日常的業務への相談に応じる
- ・ 支援困難ケースへの助言、指導
- ・ ケアマネの全体的スキルアップのため、ケアマネ協会との連携による研修会支援

6、介護予防の推進

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して、介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護が必要な状況になっても、その状態を維持、改善して悪化させないようにすることで、住み慣れた地域で、活動的で生きがいのある生活ができるような支援を目指します。また、介護予防の意義や知識をサロン活動を通じて広め、介護予防にかかわる人材の育成にも取り組んでいきます。地域のみなさんのふれあい、交流の場を活性化することで、見守り声かけのネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりへとつなげます。

(1) 介護予防把握事業

ふれあいいきいきサロン事業等、地域での活動を通じ、地域住民のニーズ・課題を把握し、総合事業等介護予防活動へつなげる。

(2) 介護予防の普及啓発及び地域介護予防活動支援

生活支援コーディネーターとの連携を図り、介護予防に資する活動団体や住民主体の通いの場等の把握に努め、住民や関係機関へ情報提供することで介護予防活動を推進する。

- ・ 関係者への感染症予防対策の理解と周知
- ・ 感染症予防対策を講じたサロンの活動への支援と実践
- ・ ふれあいいきいきサロンの連絡会の開催
- ・ 国や県、市の動向に合わせた活動内容の見直し
- ・ 出前サロン
- ・ 休止中のサロンへの支援
- ・ サロン事業の支援者の掘り起こし

(3) 地域リハビリテーション活動支援

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、在宅におけるリハビリテーション専門職等の関与を進める。

(4) 生活支援コーディネーターとの連携

生活支援コーディネーターとの連携を強化し、予防活動を推進する。

5 災害・感染対策

(1) 災害対策

① 災害時に必要となる情報の整備

- ・利用者ごとの避難場所、経路、方法の確認
- ・医療依存度や独居の認知症、障がいの有無
- ・電源を必要とする器具や機器の使用と停電時の対応
- ・関係機関との連携と連絡体制の整備

② 地域の防災状況の確認・把握

(2) 感染症対策

① 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・状況に応じ体温測定、マスクの着用、消毒剤の携帯の励行
- ・行政、関係機関との連携と情報共有
- ・感染予防の正しい情報の発信

② その他の感染症について

- ・インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策

令和5年度サポートセンター竹とんぼ事業計画

〈年度目標〉

第6期津久見市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の中の重点的な取組の一つに「相談支援体制の充実」が挙げられており、各相談機関があらゆる相談を「受けとめ」、「断らない」相談窓口となるよう指針が示されています。

サポートセンター竹とんぼとしても、障害福祉サービス等利用計画の作成やサービス利用の調整、モニタリング（評価）を行う機会等を通じて、障がいのある方々のニーズや実態の把握に努めます。また、障がいの程度や種別に関わらず、自身の生活を自らの意思で選択し築いていけるよう、本人の意思を尊重する意思決定支援を常に心がけ、それぞれが抱える課題の解決やそのために必要なサービスの利用が適切に行われ、安心して自立した生活が送れるよう支援します。

また、地域の方々に“障がい”について正しく理解していただくための啓発活動を行ったり、障がいのある方やその家族が地域とつながれるよう支援します。

重複障がいや難病、困難ケース等、より高い専門性が求められる相談については、各種関係機関や専門相談窓口との連携を密にし、総合的な支援ができるよう相談支援専門員等の資質の向上に努め、相談支援体制の充実を図っていきます。

〈事業内容〉

① 障害者相談支援事業（3 障がい及び難病に対応した一般的な相談支援）

地域で生活する障がいのある方や介護者、家族等からの相談にお応えして、必要な情報を提供し、サービス利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことによって、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。（24時間電話相談対応）

（主な内容）

- 福祉サービス利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（情報提供、調整等）
- 社会生活力を高めるための支援
 - ・自立した生活を送るために必要な生活技術（人間関係の形成、公共交通機関の利用、健康管理、金銭管理、家事など）を身につけるための支援
- ピアカウンセリングに関する支援（情報提供、調整等）
- 権利擁護のための必要な援助
 - ・福祉サービスの利用や利用料の支払い支援
 - ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介
 - ・相談の立ち会い
 - ・虐待等権利侵害の防止に関すること 等

○専門機関の紹介

- ・ニーズに応じ、考えられる各種専門機関の紹介を行い、必要な手続き（各種手帳取得、年金手続、入院・入所、相続など）の支援

② 市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置して、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援等を行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。

- ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・地域自立支援協議会を構成する方々への専門的な助言・提案等

③ 住宅入居等支援事業

障がい者が地域で賃貸契約を必要とする住宅等に入居する際、不動産業者等に物件の斡旋依頼をしたり、家主等との入居契約について支援を行います。

また、利用者の生活上の課題に対し、緊急な対応が必要な相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。

④ 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援、障害児相談支援）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

○サービス支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成します。
- ・支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整・連絡会議、サービス等利用計画の作成を行います。

○サービス支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・モニタリングによるサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

⑤ 地域相談支援

施設（保護施設や矯正施設を含む。）や病院に入所・入院をされている障がいのある方々が、退所・退院して地域にもどるための相談支援を行います。

○地域移行支援

- ・施設や病院、保護施設等に入所・入院をされている障がいのある方が、退所・退院し地域生活に移行するための相談等を行います。

○地域定着支援

- ・退所・退院後の地域生活を継続するにあたり、常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な障害のある方への相談を行います。

⑥ 障がい者虐待防止対策事業

「津久見市障害者虐待防止センター（市社会福祉課内）」と連携し、障がいの特性や各種支援制度、障がい者虐待防止について、地域住民や協力関係団体に対して、理解を深めるための普及啓発に努めます。

⑦ その他具体的な取組

○“サポートセンター竹とんぼ”を地域の方々に知っていただく活動

- ・広報紙「たちばな」やホームページ等の活用
- ・地域の集会等でのPR

○障がい者理解のための啓発活動

ボランティア協力校や地区社協等において、障がい者に対する正しい理解を深めるための福祉講座等を行っていきます。

○障がい者やその家族と地域のつながりづくり

お守りキットへの登録を推進するとともに、地区社協や民生委員児童委員等との関係づくりをすすめていきます。

○ライフステージに応じた障がい児支援

保護者との関係を築き、子どもの成長に応じた、一貫性・継続性のある支援が提供できるよう努めます。

○共生型サービスへの対応

障がい者が高齢者（65歳）となっても、住み慣れた環境で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターやケアマネージャー等の介護保険事業関係者と連携していきます。

○障がい者の就労支援

障がい者のみならず、障がい者支援のための制度の枠組みにあてはまらない方の相談も受けとめ、就労関係機関等との連絡調整や情報提供等に努めています。

○災害発生時の体制整備

災害発生が予測される場合の利用者への情報提供や、災害発生時における安否確認及び迅速な課題把握のための連絡網や支援体制の整備、事業継続計画（BCP）の策定を行います。（令和6年度から義務化）

○各種協議会や委員会等への参加・協力

市自立支援協議会各部会、幼稚園保育園巡回訪問、県障害者相談支援事業推進協議会、就学支援委員会、障害支援区分判定審査会等へ参加協力します。

○自立支援協議会の活性化

市社会福祉課と協力し、自立支援協議会の円滑な開催・運営を行います。

○市内の相談支援事業所（とよみ園）との協働

地域相談支援のケースや困難ケース等について、実務に即した情報交換や課題の共有を行い、相談支援体制の充実や強化に努めます。

○障がい福祉サービス事業所との連携

市内の障がい者福祉サービス事業所で行われる個別支援会議、勉強会、研修会等へ積極的に参加・協力します。

○職員（相談支援専門員等）の資質向上

各種専門研修、フォローアップ研修、県南ブロック研修等へ、積極的に参加します。

○ICT（情報通信技術）の有効活用

感染症の流行時や災害時でも利用者への支援が滞らないよう、利用者支援や業務の改善等、様々な場面においてICTの活用を推進します。

○虐待防止委員会の開催（令和4年度から義務化）

職員による利用者への虐待の未然防止や早期発見、再発防止を目的に、虐待防止委員会を開催（年1回以上）し、権利擁護の更なる推進を図ります。